

平成 28 年第 2 回
紀南環境広域施設組合議会定例会会議録（第 1 号）
平成 28 年 11 月 25 日（金曜日）

○議事日程（第 1 号）

平成 28 年 11 月 25 日（金曜日）午後 2 時 55 分 開会

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名議員の指名について
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 2 定報告第 1 号 専決処分事項について
- 第 5 2 定議案第 1 号 土地の取得について
- 第 6 2 定議案第 2 号 平成 27 年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について
- 第 7 2 定議案第 3 号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び
和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第 8 2 定議案第 4 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

15 番 山 本 明 生 君
17 番 岡 本 克 敏 君
18 番 大 竹 繁 和 君
20 番 中 岩 和 子 君
21 番 山 本 真 一 郎 君
22 番 山 下 雅 久 君
23 番 大 屋 一 成 君
24 番 淡 佐 口 幸 男 君
25 番 仲 江 孝 丸 君
26 番 沼 谷 美 次 君

○議員定数 26 名

○欠 員 0 名

○出席議員の氏名（24 名）

議席番号	氏 名
1 番	安 達 克 典 君
2 番	橘 智 史 君
3 番	塚 寿 雄 君
4 番	出 水 豊 数 君
5 番	宮 本 正 信 君
6 番	陸 平 輝 昭 君
7 番	山 口 進 君
8 番	吉 田 克 己 君
9 番	松 畑 玄 君
10 番	辻 本 宏 君
11 番	北 谷 清 治 君
12 番	竹 本 栄 次 君
13 番	溝 口 耕 太 郎 君
14 番	辻 成 紀 君

○欠席議員（2 名）

16 番 畑 山 豊 君
19 番 荒 尾 典 男 君

○説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名
管 理 者	真 砂 充 敏 君
副 管 理 者	田 岡 実 千 年 君
副 管 理 者	井 澗 誠 君
副 管 理 者	西 前 啓 市 君
副 管 理 者	田 嶋 勝 正 君

みなべ町副町長	吉本正二君
上富田町副町長	山本敏章君
那智勝浦町副町長	植地篤延君
太地町副町長	漁野伸一君
すさみ町環境保健課長	森本明弘君
監査委員	山本紳次君
会計管理者	福田文君
事務局長	小郷彰豊君
事務局次長	中芝哲也君
計画推進係長	廣田剛君
計画推進係企画員	狼谷慎一君
総務管理係企画員	尾崎秀明君
計画推進係主査	谷本俊英君
田辺市市民環境部長	小川鏡君
新宮市生活環境課長	岩崎誠剛君
みなべ町生活環境課長	西口文治君
白浜町生活環境課長	玉置孔一君
上富田町住民生活課長	原宗男君
那智勝浦町住民副課長	三隅祐治君
太地町住民福祉課長	森尾伸君
古座川町税務住民課長	谷口智信君
串本町住民課長	西山清志君

○書記出席者

書記 田上文啓君

午後 2時55分 開会

○議長（吉田克己君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は24名であります。

地方自治法第113条の規定による定足数がありますので、ただいまから本日招集の平成28年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を開会いたします。

仮議席16番 畑山豊君、19番 荒尾典男君、から欠席の届け出がありましたので、御報告いたします。

○議長（吉田克己君）

日程に先立ち、管理者から本定例会の招集挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

定例会開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、平成28年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私にわたり、御多忙な中、御参集いただき、まことにありがとうございます。

さて、本組合事業の進捗状況でございますが、昨年5月から取り組んでいる用地交渉につきましては、まだ全ての土地を取得するには至っておらず、残る一部の地権者方との交渉を継続中であります。

また、本組合と田辺市稲成町内会様との建設同意締結に係る各種協定事項につきましては、その内容における地元住民意見の取りまとめをおこなってまいりました「稲成町まちづくり委員会」において、このたび、一定の取りまとめができました。

このため、本組合では委員会との間で町内会様との建設同意に係る各種協定事項の合意形成に向けて、事前協議を進めて参るところであります。

こうした状況から、本組合としましては、処分場建設に当たっての最後の整備工程である「建設工事」へと前進するため、全事業用地取得に向けて、引き続き、用地交渉に取り組むとともに、田辺市稲成町内会様との建設同意締結のため、「稲成町まちづくり委員会」との真摯な事前協議を進めて参る所存ですので、今後とも議員の皆様方におかれましては、より一層の御理解と御協力のほどよろしく御願い申し上げます。

結びとなりましたが、本日は専決処分事項の承認のほか、議案としましては、土地の取得について平成27年度決算並びにその他2件の

計4件となっております。

御審議の上、御賛同賜りますようよろしく御
願い申し上げまして、まことに簡単ではござい
ますが、招集の御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（吉田克己君）

それでは、お手元に配付の日程により、本日
の会議を開きます。

○議長（吉田克己君）

この場合、議事の進行上、このたび新たに選
出されました議員各位には仮議席を指定してお
りますが、その仮議席は、ただいま着席の議席
といたします。

それでは、前回の定例会以降、みなべ町、白
浜町、上富田町、古座川町において、新たに選
出されました8名の議員について、事務局より
御紹介いたさせます。

事務局長、小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは命によりまして、私の方から新たに
各町議会から選出され、本組合議会議員になら
れました皆様方を仮議席順に御紹介申し上げま
す。

なお、この場合上富田町議会議員の畑山豊議
員におかれましては、冒頭議長から報告がござ
いましたように、本日欠席となっておりますので
御了承願います。

それでは、御紹介に移らせていただきます。

まことに恐れ入りますが、議員の皆様方には、
その都度、自席にて自己紹介をお願いいたしま
す。

みなべ町議会副議長の北谷清治議員です。

○北谷清治議員

北谷です。よろしく願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

みなべ町議会議長の竹本栄次議員です。

○竹本栄次議員

竹本です。よろしく願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

白浜町議会議長の溝口耕太郎議員です。

○溝口耕太郎議員

白浜町の溝口です。よろしく願いいたしま
す。

○事務局長（小郷彰豊君）

白浜町議会副議長の辻成紀議員です。

○辻成紀議員

白浜町の辻です。よろしく願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

上富田町議会議長の山本明生議員です。

○山本明生議員

上富田町の山本です。よろしく願いいたしま
す。

○事務局長（小郷彰豊君）

古座川町議会議長の大屋一成議員です。

○大屋一成議員

大屋です。よろしく願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

古座川町議会議員の淡佐口幸男議員です。

○淡佐口幸男議員

淡佐口です。よろしく願いいたします。

○事務局長（小郷彰豊君）

以上のとおり、みなべ町、白浜町、上富田町、古座川町から、それぞれ2名の計8名であります。

ありがとうございました。
以上であります。

日程第1 議席の指定について

○議長（吉田克己君）

それでは、日程に入ります。

日程第1 議席の指定を行います。

今回、新たに選出されました議員の議席を組合議会会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定いたします。議員の氏名と議席番号を朗読いたさせます。

事務局長、小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは命によりまして、新しく選出されました8名の議員の議席を朗読いたします。

11番 みなべ町 北谷清治君、12番 みなべ町 竹本栄次君、13番 白浜町 溝口耕太郎君、14番 白浜町 辻成紀君、15番 上富田町 山本明生君、16番 上富田町 畑山豊君、23番 古座川町 大屋一成君、24番 古座川町 淡佐口幸男君、以上であります。

○議長（吉田克己君）

ただいま朗読のとおり、議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

組合議会会議規則第104条の規定により、本定例会の会議録署名人として、11番 北谷清治君、21番 山本真一郎君、以上、2人の諸君を、また、会議録署名議員の予備議員として、12番 竹本栄次君、22番 山下雅久君、以上、2人の諸君を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（吉田克己君）

次に、日程第3 会期の決定についてを上程いたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたします。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 2定報告第1号 専決処分事項について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第4 2定報告第1号 専決処分事項についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定報告第1号 専決処分事項につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専

決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、御承認をお願いするものです。

まず、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の給料月額及び期末勤勉手当に係る支給割合等の改正、また、紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事行政の運営等の状況の公表事項の改正について、それぞれ専決処分したものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページ目をお願いします。

まず、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でありまして、7ページに掛けてでございます。

本件につきましては、昨年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じて、職員の給料月額及び期末勤勉手当に係る支給割合等を改定するとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正に伴い、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例に「等級別基準職務表」を規定するほか、所要の改正を行ったものであります。

昨年の人事院勧告の要点といたしましては、民間給与との較差を埋めるため、月例給において給料表の水準を引き上げるほか、特別給のボーナスにおいても0.1月分引き上げるものとなっております。本組合におきましても、国の人事院勧告に準じて職員の給与を改定したもの

であります。

具体的な改正内容としましては、まず、職員の給料月額につきまして、平成27年4月1日から平均約0.4%引き上げるもので、給料表で申しますと、2ページから6ページまでの別表第1のとおりであります。

また、特別給の期末・勤勉手当につきまして、0.1月分引き上げ年間4.2月分とし、その引上げ分を勤勉手当に配分し、実施するものであります。

なお、「等級別基準職務表」につきましては、現行規則で定めております職員の職務の級に関しまして、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正に伴い、新たに「等級別基準職務表」として条例で定めるものであります。

続きまして、8ページを御覧ください。

紀南環境広域施設組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例であります。

本件につきましては、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により、退職管理の適正を確保するための措置を講ずることを目的とする「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成28年4月1日に施行され、地方公務員法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の公表事項が見直されたことに伴い、所要の改正を行ったものであります。

具体的な改正内容としましては、人事行政の運営等の状況の公表事項について、勤務成績の評定といった字句を削除し、職員の退職管理の状況、職員の人事評価の状況について、号の追加や各号を繰り下げるなど改めるものであります。

これら専決処分事項の2件につきましては、本組合におきましても構成団体並びに類似の一部事務組合の改正状況及び基準日までに施行す

る必要から、まず、給与条例の一部改正については平成28年3月10日付、また、人事行政の一部改正については平成28年3月31日付で、それぞれ管理者による専決処分を行ったものがあります。

以上をもちまして、専決処分事項の補足説明を終わらせていただきます。

御承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定報告第1号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、2定報告第1号は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第5 2定議案第1号 土地の取得について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第5 2定議案第1号 土地の取得についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第1号 土地の取得については、紀南環境広域施設組合議会の議決に付さなければならぬ契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

議案書の9ページでございます。

2定議案第1号 土地の取得についてでございますが、この議案は、現在本組合が計画している田辺市稲成町字別庄ほか地内に位置する広域廃棄物最終処分場の整備事業用地として、土地を取得することについて、本組合条例に従い議会の議決を求めるものであります。

現在、本組合では昨年5月から用地交渉に取り組んでいる中、事業用地における土地の取得に係る全地権者は54人と1法人でございますが、うち、昨年中には40人と1法人との交渉が調い、去る2月の本組合定例会で、その方々の土地を取得することに対する議案を上程し、議決を賜ったところでございます。

そうしたなか、本日議決を求める案件につきましては、残る14人のうち、本年10月までに交渉が調った方、お二人の分でございます。

その方々の土地の所在地や面積など詳細につきましては、次のページに記載しておりますが、

各々一括で表わしますと、只今お開きの9ページに1～4として列記のとおりでございます。

そこでまず1、場所でございますが、田辺市稲成町字別庄2683番ほか1筆、次に2として、面積は6,391.22平方メートルであります。

続いて3、取得予定価格は1,808万8,592円となり、その費用は、事業用地としての土地を取得するため、今年度の一般会計予算にて計上している公有財産購入費での対応を予定しています。

そして最後に4 取得の相手方、つまり、地権者の方でございますが、田辺市稲成町172番地の方ほか1人であります。

なお、これであと残る地権者は12人の方々となりますが、現在も鋭意、交渉を継続中でありまして、結果、交渉が調い次第、今後できるだけ早期に、このたび同様、議会へ上程して参りたいと考えている次第です。

以上、事業用地並びに残る地権者の方の一部ではございますが、交渉が調いました分、すなわち、只今御説明の議案書9ページに記す土地の取得について、本日議決をお願いするもので、どうかよろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

以上でございます。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

○25番（仲江孝丸君）

議長、25番。

○議長（吉田克己君）

25番 仲江孝丸君。

○25番（仲江孝丸君）

ただいま、残るは12人という説明がありましたが、もう少し見通しについて説明いただきたいと思ひます。

特に12人の方がどのような状態に残っているのか、例えばむしうい状態でもうしてもこの地権者を避けて事業が進まない状況なのか、それとも、話し次第によっては変更して進めていくという方法を考えられるのか、もう少し見通しについて説明していただきたいと思ひます。

○議長（吉田克己君）

土地の取得の状況説明を聞いたけど、今後の見通しとその対策について説明をお願いします。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

ただいまの御質問でございますが、まず見通しにつきましては、本日議決をいただきますと残り12人となりますが、若干まだ事業への御理解を継続してお願いに行っている方もおります。

ただし、大方の方は一定、事業の御理解をいただいております、今後地元との建設同意の状況等で大きく前進すると考えております。

また、この地権者の12人につきましては、事業用地の中の全て大事な一角でございます、誰も避けては通れないので、とにかく御理解いただくという事で進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田克己君）

今のよろしいですか。

○25番（仲江孝丸君）

議長、25番。

○議長（吉田克己君）

25番 仲江孝丸君。

○25番（仲江孝丸君）

見通しについては、具体的な事が無理な部分もあるんだと思ひますが、建設計画がさらに

延びていくのではないかという事を心配しているわけです。そう言う点で、他所では強制収用したケースもあるんですけども、本当にこの残る地権者の同意が取れるのかどうか、その心配をしています。

例えば、来年度中に取れるとか、そういうもう少し具体的な進展状況に対する見通しを示していただけたらと思います。

○議長（吉田克己君）

もう少し具体的に今後の進展状況の見通しについて説明できたらという事ですが、答弁できますか。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

もう少し具体的に今後の見通しという事でございますけれども、とにかく組合としましては全力で御理解いただけますよう交渉を継続しており、今後いつと言われましても、相手様の事ですので、できるだけ早期に交渉を整わせ成立していきたいというのが現状の考え方でございます。

よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（吉田克己君）

仲江議員それぐらいで御理解いただけますか。

○25番（仲江孝丸君）

これ以上聞いても無理だと思いますので。

○議長（吉田克己君）

よろしいですか。

ご勘弁いただけますか。

局長またよろしく頼みます。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第1号は、可決いたしました。

日程第6 2定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第6 2定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、組合議会の認定をお願いするものであります。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

2定議案第2号につきまして、補足説明をさせていただきます。11ページからでございます。

2定議案第2号、平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

恐れ入りますが、次の12ページを御覧ください。

平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算書でございます。詳細につきましては、14ページ以降の事項別明細書で御説明いたしますので、ここでは合計のみの説明とさせていただきます。

では、まず12ページ歳入でございます。

歳入合計でございますが、予算現額が7億3,132万8千円、調定額と収入済額がともに7億2,512万9,447円、不納欠損額、収入未済額ともに0円、したがって、予算現額と収入済額との比較はマイナス619万8,553円でございます。

続いて、13ページを御覧ください。

歳出でございます。

歳出合計につきましては、予算現額7億3,132万8千円、支出済額7億2,512万9,447円、翌年度繰越額0円、したがって、不用額及び予算現額と支出済額との比較はともに619万8,553円でございます。

なお、本組合の決算につきましては、出納閉鎖期間中に精算をおこない、構成市町と県には差額を返還しているため、繰越額はございません。

よって、歳入歳出差引残額は0円となっております。

続きまして、14ページを御覧ください。

歳入歳出決算事項別明細書に基づきまして、決算内容を御説明させていただきます。

始めに歳入でございます。

1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 負担金の、1節 総務費負担金でございますが、予算現額1,509万円に対し、調定額及び収入済額はともに1,352万4,603円であります。内訳としましては、構成市町からの総務費に係る負担金収入でございます。

また、その下の2節 衛生費負担金でございますが、予算現額5億6,628万円に対し、調定額及び収入済額がともに5億6,189万9,015円で、内訳は、次の15ページにかけて記すとおり、構成市町からの衛生費に係る負担金収入でございます。

そして、その15ページの2款 県支出金、1項 県補助金、1目 衛生費県補助金の1節 清掃費補助金でございますが、予算現額1億3,627万6千円に対し、調定額及び収入済額は、ともに1億3,611万4千円であります。

これは、県の廃棄物処理施設整備等事業費補助金1,348万9千円と、平成27年度に、一旦、県から産業界負担分として一括交付された基金造成事業分1億2,262万5千円を合計した金額でございます。

続きまして、16ページをお願いします。

3款 財産収入、1項 財産運用収入、1目 利子及び配当金の1節 利子及び配当金でございますが、予算現額12万2千円に対し、調定額及び収入済額は、ともに9万2,646円です。

これは二つの基金運用に伴う利子収入で、内訳としましては、施設整備事業基金における利子が9万1,021円、廃棄物最終処分場運営適正化基金における利子が1,625円です。

また、その16ページから17ページにかけての、4款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金の1節 廃棄物最終処分場運営適正化基金繰入金でございますが、予算現額1,356万円に対し、調定額及び収入済額がともに1,349万円です。

これは、平成27年度の調査費及び用地補償費

など処分場整備事業に要する経費の一部として充当するため、廃棄物最終処分場運営適正化基金から繰り入れたものでございます。

更に、その17ページの下から、次の18ページにかけての、5款 諸収入、1項 雑入、1目 雑入の1節 雑入でございますが、予算現額0円に対し、調定額及び収入済額がともに9,183円で、これは臨時職員の雇用保険料自己負担分を受け入れたものでございます。

したがって、歳入合計につきましては、18ページのいちばん下段に記すとおり、予算現額が7億3,132万8千円で、調定額、収入済額がともに7億2,512万9,447円、不納欠損額、収入未済額も、ともに0円となっております。

続きまして、19ページ歳出でございます。

主なものについて、御説明させていただきます。

まず、1款 議会費でございますが、予算現額54万円に対して支出済額が37万2,868円となっており、不用額は16万7,132円でございます。

主な内容といたしましては、組合議員の皆様への報酬及び費用弁償でございます。

続きまして、20ページを御覧ください。

2款 総務費でございますが、予算現額1,368万9千円に対して、支出済額が1,327万3,918円となっており、不用額は41万5,082円であります。

主な内容でございますが、1項 総務管理費、1目 一般管理費、2節 給料 支出済額453万8,400円、これは組合職員1人分の給料でありまして、20ページから21ページにかけての3節 職員手当等 支出済額261万8,668円も同じく、その組合職員1人分の職員手当等でございます。

次に21ページの4節 共済費 支出済額181万6,927円につきましても、同じくその組合職員1人分の和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

更に、7節 賃金 支出済額183万7,840円、

これは臨時職員1人分の賃金でございます。

そして、いちばん下の14節に飛びますが、22ページにかけての使用料及び賃借料の支出済額143万8,965円につきましては、複写機及び電話機や事務所の借料等でございます。

続きまして、22ページの3款 衛生費でございます。

予算現額7億1,609万9千円に対して支出済額が7億1,148万2,661円となっており、不用額は461万6,339円でございます。

主な内容でございますが、1項 清掃費、1目 広域最終処分場整備事業費 2節 給料 支出済額2,680万1,364円、これは組合職員6人分の給料で、このページから次の23ページにかけての3節 職員手当等 支出済額1,427万9,100円と、並びに4節 共済費 支出済額890万9,737円につきましても、同じく6人分の職員手当等や和歌山県市町村職員共済組合負担金等でございます。

そして13節 委託料でございますが、支出済額2,530万3,790円の内訳を御説明いたします。

まず、右端の備考欄の所にある測量・調査・設計委託料2,435万4,400円でございますが、これは基本設計に基づく各施設における詳細設計などを行うための「実施設計業務」に要した経費でございます。

加えて、それらと別に広域廃棄物最終処分場整備調査研究委託料が94万9,390円となっております。

これは、最終処分場計画地の田辺市稲成地区住民の皆様で組織する稲成町まちづくり委員会に対し、最終処分場への住民理解を深めるための取り組みについて、委託していることに要した経費でございます。

その更なる内訳としましては、最終処分場の先進地である兵庫県姫路市の処分場などへの住民視察に要した経費が89万921円、ほか会議等の経費が5万8,469円でございます。

したがって、先の測量・調査・設計委託料2,435万4,400円と、この広域廃棄物最終処分

場整備調査研究委託料の94万9,390円を併せた支出済額として2,530万3,790円となっているものでございます。

次に、その下の17節 公有財産購入費 支出済額2億8,203万3,176円とは、広域廃棄物最終処分場建設における事業用地の一部について、土地の取得に要した経費でございます。

この経費を要して取得した土地につきましては、先の2定議案第1号でも御説明申し上げました昨年中に用地交渉が調った40人と1法人方からの土地の取得でございます。

なお、その面積にあっては、このあと27ページの財産に関する調書の中でも出てまいります。10万549.22平方メートルでありまして、これは、事業用地としての土地の取得に係る全体の約7割に相当する面積でございます。

続いて22節 補償補填及び賠償金 支出済額2億2,772万4,500円とは、前述土地の取得に伴い生じた樹木補償等に要した経費でございます。

次に、24ページをお願いします。

25節の積立金 支出済額1億2,271万7,646円とは、運用する二つの基金において、一方の施設整備事業基金では利子分9万1,021円を、もう一方の廃棄物最終処分場運営適正化基金では、先の15ページにございました廃棄物処理施設整備等事業費補助金（基金造成事業）の原資分1億2,262万5千円に利子分1,625円を加えた1億2,262万6,625円をそれぞれの基金に積み立てた経費でございます。

そして、4款 予備費につきましては、充当はございませんでしたので、予算現額100万円に対し、支出済額が0円、よって不要額は100万円でございます。

したがって、歳出合計につきましては、次の25ページのいちばん下段に記す予算現額の計7億3,132万8千円に対し、支出済額が7億2,512万9,447円で、翌年度繰越額0円、不用額619万8,553円となっているものでございます。

続きまして26ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額、2 歳出総額ともに7億2,512万9千円のため、3 歳入歳出差引額は0円、4 翌年度へ繰り越すべき財源、5 実質収支額、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額も0円でございます。

最後に27ページ、財産に関する調書でございます。

1の公有財産につきましては、土地の決算年度末現在高として10万549.62平方メートルでございます。

なお、建物の保有はございません。

2の物品につきましては、普通乗用車1台、軽四輪乗用車1台、軽四輪貨物車1台の計3台を保有しておりますが、3の債権はございません。

最後に4の基金につきましては、施設整備事業基金の決算年度末現在高が5,682万4千円、廃棄物最終処分場運営適正化基金の決算年度末現在高が1億913万7千円の合計1億6,596万1千円でございます。

以上で、2定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

引き続き、監査委員の意見を求めます。

監査委員 山本 紳次君。

○監査委員（山本紳次君）

私の方から監査報告をさせていただきます。

審査は、去る8月25日、田中監査委員と一緒に、組合事務所において、歳入歳出の決算書及び関係書類を慎重に審査し、必要に応じて、事務局の説明を聴視しました。

その結果、決算計数は会計管理者保管の諸帳

簿と符合し、計数は正確でございました。

なお、予算の執行状況につきましても、適正なものとして認めました。

以上、監査報告といたします。

○議長（吉田克己君）

それでは、事務局の説明並びに監査委員の意見の報告は終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第2号 平成27年度紀南環境広域施設組合一般会計歳入歳出決算について、原案のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第2号は、原案のとおり認定されました。

日程第7 2定議案第3号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第7 2定議案第3号 和歌山

県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてを上程いたします。

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

2定議案第3号 和歌山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更につきましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成29年4月1日から和歌山県市町村総合事務組合規約（昭和34年規約第1号）第3条第1項第1号に規定する常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を紀南環境衛生施設事務組合と共同処理するため、和歌山県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明いたさせますので、御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

続いて、補足説明を求めます。

事務局長 小郷彰豊君。

○事務局長（小郷彰豊君）

はい、議長。番外局長、小郷。

2定議案第3号につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書は、28ページから29ページにかけてでございます。

まず、始めに和歌山県市町村総合事務組合についての御説明を申し上げます。

当総合事務組合とは、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務、地方公務員災害補償法の規定に基づく議会の議員その他の非常勤の職員に係る公務上の災害、又は通勤による災害に対する補償に関する事務などを共同処理す

るための一部事務組合でございます。

このことから、本組合におきましても、議員の皆様はじめ、監査委員、会計管理者の方の公務災害補償について共同処理をするため、すでに加盟の県内の組合及び自治体各議会からの議決をもとに、去る平成25年8月の本組合設立当時から当総合事務組合には加盟させていただいているところであります。

そうしたなか、新宮市に所在する「紀南環境衛生施設事務組合」より、来る平成29年4月1日から当総合事務組合が共同処理している常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理したい旨の申出があったとのことでございます。

そのため、当総合事務組合では、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を「紀南環境衛生施設事務組合」と共同処理するためには、当総合事務組合の規約を一部改正、すなわち、現行の当総合事務組合規約第3条第1項第1号に「紀南環境衛生施設事務組合」を加えることが必要なことから、本組合含む、すでに加盟している県内の組合及び自治体における各議会の議決を求めるものであり、本日上程させていただきました次第です。

以上、2定議案第3号の説明とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

討論なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第3号は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第3号は、可決いたしました。

**日程第8 2定議案第4号 監査委員の選任
につき同意を求めることについて**

○議長（吉田克己君）

続いて、日程第8 2定議案第4号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、11番 北谷清治君の退席を求めます。

（11番 北谷清治君 退席）

○議長（吉田克己君）

提出者の説明を求めます。

管理者 真砂充敏君。

○管理者（真砂充敏君）

ただいま、上程されました議案は、議員のうちから選任いたしておりました監査委員 田中昭彦君の任期が平成28年10月23日をもって満了しましたので、その後任といたしまして、新たに北谷清治君を同委員として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、同意をお願いするものであります。

住所、氏名、生年月日であります。日高郡みなべ町清川1552番地、北谷清治、昭和28年5月27日生まれ、63歳でございます。

以上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田克己君）

提出者の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件については、直ちに採決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定いたしました。

それでは、お諮りいたします。

2定議案第4号は、これを同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

異議なしと認めます。

よって、2定議案第4号は、これを同意することに決しました。

（11番 北谷清治君 着席）

○議長（吉田克己君）

北谷清治君にお知らせいたします。

あなたを監査委員に選任することに同意いたします。

この場合、北谷清治君から挨拶のため、発言を求められておりますので、これを許可いたします。

11番 北谷清治君。

○11番（北谷清治君）就任挨拶

ただいま、監査委員に選任されました北谷です。

職責をしっかりと果たして参りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

閉 議

○議長（吉田克己君）

以上をもって、本定例会に付議されました議案は、すべて議了いたしました。

他に、発言その他ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田克己君）

それでは、これをもって、平成28年第2回紀南環境広域施設組合議会定例会を閉会いたします。

皆様方、どうもありがとうございました。

午後 3時41分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

平成 28 年 11 月 25 日

紀南環境広域施設組合

議長 吉 田 克 己

議員 北 谷 清 治

議員 山 本 真一郎